

檜葉大谷太陽光発電所建設工事

E P C 業者選定公募
実施要領
(発電所構内工事)

平成 28 年 11 月

合同会社檜葉大谷ソーラー

檜葉大谷太陽光発電所設置工事（発電所構内工事）

EPC業者選定公募実施要領

福島県知事が行う平成28年度再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業費補助金の交付を受け、合同会社檜葉大谷ソーラーが新設する、檜葉大谷太陽光発電所設置工事のうち「発電所構内工事」に係る請負人の選定にあたり、本実施要領に基づき、広く提案を募集し、技術的かつ経済的に最も適切な者を当該設置工事の請負人として選定するため、公募を実施する。

1. 業務の概要

- (1) 業務名 檜葉大谷太陽光発電所設置工事（発電所構内工事）（以下「本事業」という。）
- (2) 施工場所 福島県双葉郡檜葉町大字大谷字北林1-2他
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成30年9月未完工、10月1日運転開始予定
- (4) 契約形態 設計・機器調達・施工一括契約
- (5) 公募範囲 図1.1「公募範囲概要図」記載の範囲における設置工事に関する提案
- (6) 対象機器 太陽光発電設備～33kV特高開閉設備（自営送電線引出口）
- (7) 工事概要 施行場所において取得した林地開発許可内容に基づく立木伐採・残置森林の形成及び管理（林地開発許可において必要となる残置森林の補植、改植、保育を含む）・土地造成及び対象機器に係る実施設計、機器調達及び施工を含む一式。
 - ・設備容量：AC20.00MW以下（ただし、20%未満の出力減少とすること）
 - ・詳細は特記仕様書に基づくものとする。

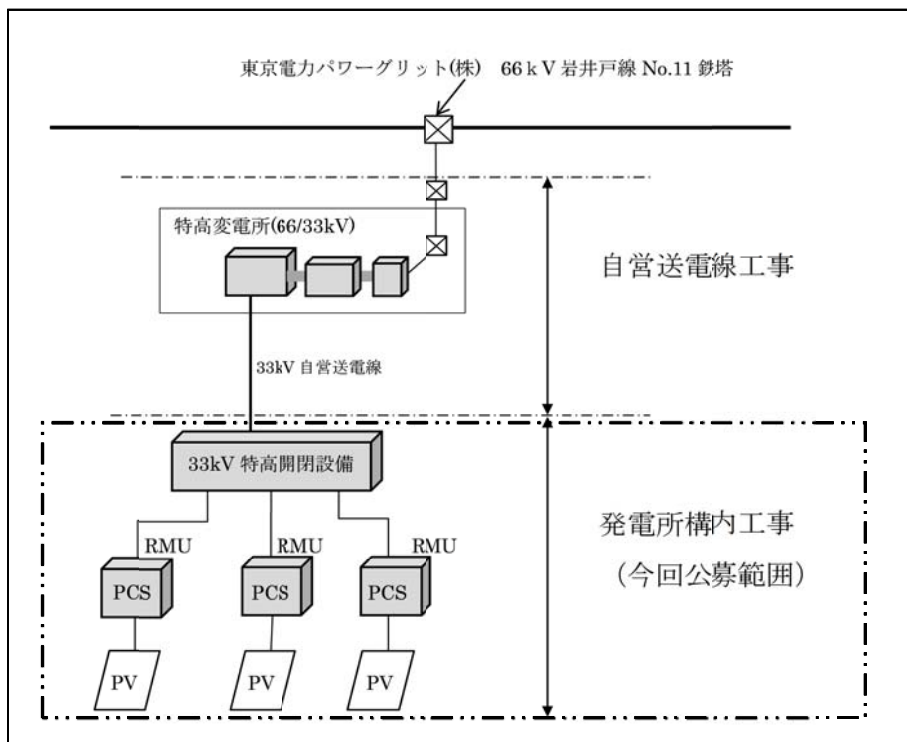


図 1.1 公募範囲概要図

2. 参加資格

(1) 参加者の構成等

提案書を提出する者は、評価基準日（平成28年11月18日）において、次の各号に掲げる要件を満たしている単独企業、もしくは、2者から3者によって結成された特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。

(2) 単独企業、又はJVの構成員に共通する参加要件

本公募に参加できる者は、次に定める事項を全て満たす者とする。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第三条の規定による「電気工事業」の許可（特定または一般）を受け営業する者であること。
- ② 本事業施工にあたり必要な資格を有する監理技術者を専任で配置できること。また、工事期間中の電気主任技術者を選任できること。
- ③ 公募案内の公表の日から契約締結までの期間において、福島県及び檜葉町から指名停止を受けていないこと。
- ④ 国内において同種の太陽光発電設備を施工した経験があること、且つ累計で20MWdc以上の実績を有すること。なお、共同企業体で受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績として評価する。
- ⑤ 次のアからケまでのいずれにも該当しないものであること。なお、資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人。

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人。

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人。

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする法人等。

(3) J Vの構成員に関する参加要件

J Vの構成員（以下「構成員」という。）は、次の全てを満たす者であること。

ア 代表者が参加表明書において明らかであること。

イ 構成員は、他のJ Vの構成員として、又は単独で本公募に参加しないこと。

ウ 2. (2) ④の実績については、構成員のいずれかが有すること。なお、構成員毎の合計を累計とすることはできない。

3. 審査方針

本公募の審査は、参加資格確認を行い、参加を認められた業者による提案書類の提出を以って、審査委員会にて審査をする。

技術的、経済的な内容を審査することにより、本設計・機器調達・施工業務に適した最優秀者を1者選定する。

4. スケジュール

公募案内の公表（東電設計ホームページ）	平成28年11月18日（金）
参加表明書提出期限	平成28年11月24日（木）【午後5時必着】
参加資格確認結果の通知	平成28年11月25日（金）
質問受付期限	平成28年11月30日（水）【午後5時必着】
現地説明会	平成28年12月上旬（別途調整）
質問に対する回答	平成28年12月 9日（金）
提案書の受付開始	平成28年12月13日（火）
提案書の受付終了	平成28年12月20日（火）【午後5時必着】
結果通知（優先交渉権事業者選定）	平成28年12月26日（月）（予定）
守秘義務契約の締結	平成29年 1月上旬（予定）
請負契約の締結	平成29年 3月上旬（予定）

5. 本公募に関する質問

(1) 受付期限 平成28年11月30日（水）【午後5時必着】

(2) 提出方法

質問書（様式5）を項目11. に示す提出先まで、FAX又は電子メールにて送信すること。

送信後は、速やかに担当宛に電話連絡をすること。質問内容については、簡潔に整理して記載すること。

(3) 回答方法

質問の回答は、平成28年12月9日（金）までに公募参加者に随時回答する。

6. 参加表明書の提出

本公募に参加する意思のある者は、以下の誓約書・参加表明書・会社概要・業務実績を提出すること。

なお、提出書類は全てA4サイズ・片面印刷とする。

(1) 提出書類

ア 誓約書（様式1）

イ 参加表明書（様式2）

J Vにおいては共同企業体協定書兼委任状（様式2-1）

ウ 会社概要（様式3）

J Vにおいてはすべての構成員が提出する。

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明）

過去三ヶ月以内に発行されたもの。鮮明であれば写しでも可。

J Vにおいてはすべての構成員が提出する。

オ 業務実績（様式4-1、様式4-2）

記載件数は3件以内とする。また、業務実績を記載した契約書の写しを添付すること。

J Vにおいては構成員のいずれかが提出すること。

3件で20MWに満たない場合、様式4-2も提出すること。

(2) 提出部数 正本1部と副本1部を提出すること。

(3) 提出期限 平成28年11月24日（木）【午後5時必着】

(4) 提出方法 配達記録が残る郵送、宅配便等による送付又は持参とする。

ただし、持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除くものとする。

特記仕様書等、添付資料については、参加表明書が届き次第、欠格事項が無いことを公募事務局が確認ののち、メールにてデータダウンロード用URLを送付するものとする。

7. 提案書類の提出

参加表明書を提出した者で本公募の参加資格を許可された者の提案を行う場合は、以下の書類を提出すること。なお、提案書を以下に記載する順番に綴じ込み、次に関連書類をまとめ、A4ファイルに左綴じで提出すること。

(1) 提出書類

- ① 工程表（様式7）
- ② 導入予定設備等について（様式9）
- ③ 提案書（価格提案書含む）
 - ・ 価格提案書（補助金交付要件に基づいた区分、年度毎の内訳）（様式10-1）
 - ・ システム構成（様式10-2）
 - ・ 基本設計内容の考え方（様式10-3）
 - 1) 各設備の機能仕様・性能、設計資料
 - A 太陽光発電設備
 - B 発電所内送配線設備、特高開閉設備、及びその他電気設備等
 - C 土木設備 他
 - 2) 施工方法等
 - 3) 応募者独自の工夫提案
 - 4) 機器操作及び点検保守等の研修内容（様式10-3）
 - ・ 各種保証条件（様式10-4）
 - ・ 想定発電量計算結果・システムロス損失（様式10-5）
- ④ 支払スケジュール（別紙1）

※補助金交付要件により、半年度毎および費目毎の出来高に基づき支払い。

支払時期 初回：設計費について、設計成果物受領後平成29年3月末に支払い
中間：1) 平成29年8月末までの出来高に対して平成29年9月に支払い
2) 平成30年2月末までの出来高に対して平成30年3月に支払い
最終：完工、検収完了の翌月（平成30年9月予定）

(2) 提出部数 正本1部と副本1部を提出すること。

なお、書類一式のデータファイルをCD等の記録媒体に保存し提出すること。

(3) 提出期限 平成28年12月20日（火）【午後5時必着】

提出期限までに提案書類を提出しない場合は、辞退届（様式8）を提出すること。

なお、期限までに辞退届の提出がない場合は、本公募を辞退したものとみなす。

(4) 提出方法 配達記録が残る郵送、宅配便等による送付又は持参とする。

ただし、持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

8. 参加者の失格

次のいずれかに該当するときは、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格の要件を満たさない場合
- (4) 複数の提案をした場合
- (5) 提案後に新たな説明資料を追加した場合（審査者側から要求した場合は除く）
- (6) その他、本公募実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

9. 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ・日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類について
 - ・公募手続きの中で、提出された書類等については、審査以外の目的には利用しないが、必要と認める関係者に開示することがある。また、提出された当該書類は、理由の如何を問わず、返却しないものとする。
- (3) 優先交渉権事業者に選定された者は、配置予定技術者一覧（様式6）を速やかに提出すること。
- (4) 提案書の作成、現地説明への参加等、本公募に要する経費は全て参加者の負担とする。
- (5) 契約について（平成29年3月予定）
 - ・手続きの関係上、発電事業者が提示する工事請負契約書（案）の契約条件を受け入れること。

10. その他

- (1) 配布する資料等は、本事業の参加に係る検討以外での目的で使用することを禁ずる。
- (2) 受領した提案書及び添付書類は返却しないものとする。
- (3) 本実施要領に定めのない事項については、発電事業者が別途定める手続きによるものとする。

1 1. 審査書類等提出先及び問合せ先

東電設計株式会社 電気本部 電力エンジニアリング部

住所：〒135-0062 東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア9階

TEL：03-6372-5766 足立

03-6372-5511 古屋

FAX：03-6372-5855

E-Mail：koubo@tepsco.co.jp

※公平性、透明性を確保するため、本事業の公募に関わる運營業務を、発電事業者が東電設計株式会社（以下「TEPSCO」という。）へ委託している。

1 2. 参加資格者への追加提供資料

- (1) 特記仕様書
- (2) 事業予定地平面図
- (3) 測量結果
- (4) 地質調査結果
- (5) 公図
- (6) 林地開発許可申請図（立木伐採・残置森林範囲明示図、土地造成図）
- (7) 土量計算書
- (8) 既設埋設物・構造物（参考図）
- (9) 上水道・下水道施設ルート図
- (10) 建設請負契約（案）

以上